

(仮称) 山形県飽海郡遊佐町沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書
に対する山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

- ① 洋上風力発電事業は規模が大きいことから、鳥類、海洋生物、景観、騒音等の環境への負荷低減に向けて真摯に取り組むこと。
また、県、市、漁業協同組合等の関係機関との調整を行い、地域住民に対して丁寧な説明を行うこと。
- ② 日本海は地震が非常に多い地域であることから津波を想定し、工事の安全を十分確保すること。

(2) 事業計画について

- ① 風力発電施設の構造、配置、位置、規模の検討にあたっては、環境に対する影響の大きさを整理し反映するとともに、発電機の機種の設定については安全面に最大限配慮すること。
また、事業実施想定区域周辺で稼働している既存の陸上風力発電施設との累積的な影響についても調査や予測及び評価を行うこと。
- ② 風力発電施設を建てることによる庄内砂丘地への影響については、海流の変化による砂の洗堀や移動が短期間では限定的であったとしても、砂の移動については時間軸を考慮し、長期的スパンによる影響を前提に調査や予測及び評価を実施すること。
また、事業実施想定区域の石油やガスの埋蔵を想定するほか、工事に伴う鳥海山からの伏流水への影響について、調査や予測及び評価を実施すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音、風車の影等について

- ① 事業実施想定区域から 1.5km 以内に小学校が存在していることから、風力発電施設の稼働に伴う低周波音の影響の調査、予測及び評価については、最新の知見に基づき実施のうえ、生活環境への影響を回避又は極力低減させること。
また、多くの観光・海水浴客が訪れる海岸についても調査や予測及び評価を行うこと。
- ② 月光川には鮭が遡上することから、風力発電施設の設置に伴う低周波、風車の影、振動・騒音による影響について、設置前、工事中、設置後の段階で調査や予測及び評価を行うこと。

- ③ 超低周波音については住民の不安や懸念に対し、環境アセスの項目として調査、予測及び評価することも含め、丁寧な説明等の対応を行うこと。

(2) 動物、植物及び生態系について

- ① 風力発電施設の設置に伴いバードストライクや鳥類の移動経路阻害等の影響が懸念されるが、海域での鳥類・コウモリへの影響調査については、陸域と異なって調査密度等が取りにくいことから、専門家等の意見を踏まえ、調査や予測及び評価を行い、影響の回避、低減に努めること。
- ② 基礎工事の際に発生する騒音や海水の濁りが魚類に与える影響については、専門家や漁業関係者の意見を踏まえ、調査や予測及び評価を行い、影響の回避、低減に努めること。
また、施設の稼働に伴う魚類への影響についても同様とする。
- ③ 風力発電施設の設置による陸域の動植物への影響について、調査や予測及び評価の実施について検討すること。
また、設置後は、空域及び海域における長期的なモニタリング調査について検討し、影響を把握する体制整備に努めること。
- ④ 調査にあたっては、日本海側特有の海藻や魚類に留意するとともに気象条件等にも配慮し、専門家の助言を受けて進めること。

(3) 景観について

- ① 景観については、フォトモンタージュなどにより具体的イメージを提示しながら環境保全の見地からの意見を求め、調査や予測及び評価を実施するとともに、風力発電施設の配置や高さ及び色などに配慮し、他に追加すべき眺望点がないか検討すること。
- ② 現在、風力発電施設の景観の評価に活用されているガイドラインは送電鉄塔のものであることから、評価方法について専門家の意見も踏まえながら、調査や予測及び評価を行うこと。

(4) 人と自然との触れ合い活動の場について

「人と自然との触れ合いの活動の場」についても、環境要素として選定し検討を行うこと。